

現行計画（平成 26 年 3 月修正）

「大阪府地域防災計画」は災害対策基本法第 40 条に基づき作成され、その内容については同法第 34 条に基づき作成された国の「**防災基本計画**」の内容に抵触しないものとされている。

以上を踏まえた上で、大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念とし、「I 命を守る」「II 命をつなぐ」など 5 つを基本方針とする「大阪府地域防災計画」を平成 26 年 3 月に修正。

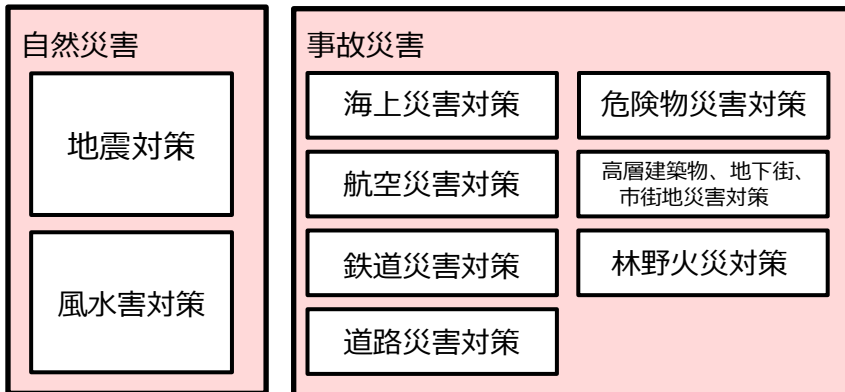
基本理念 『防災』から『減災』（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）の考え方へ

基本方針 I 命を守る II 命をつなぐ
III 必要不可欠な行政機能の維持
IV 経済活動の機能維持
V 迅速な復旧・復興

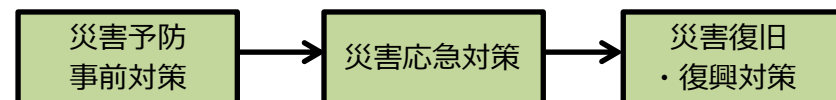
施策の方向性

1. 危機管理体制の再構築
2. 自助・共助の充実
3. 「逃げる」ための対策の総合化
4. 被災者の多様なニーズへの適切な対応
5. 迅速な復旧・復興
6. 大阪特有のリスクへの対応

計画の構成



災害対策の順序に沿って記述



修正点

現行計画をベースとして、以下の修正を行う。

- I 国の「防災基本計画」の修正（⇒H26 広島土砂災害、H27 鬼怒川水害等）を踏まえた修正
- II 熊本地震の教訓等を踏まえた修正
- III 府の防災対策の最新の取組みを踏まえた修正（新・大阪府地震防災アクションプラン、住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪、大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針 など）
- IV その他の修正（組織改正に伴う修正等）

修正概要

以下の項目を現行計画(平成 26 年)に追記・反映（無表記の項目は追記分として整理）

I 防災基本計画の修正を踏まえた修正

緊急交通路

- 道路管理者による放置車両等の移動、府公安委員会による通行禁止区間の指定や放置車両等の移動要請（道路交通法等改正）

水害予防

- 府による洪水・内水・高潮毎の最大規模を想定した浸水区域の指定（水防法、下水道法等改正）

廃棄物処理

- 災害廃棄物の仮置場の確保や処理体制等、市町村が処理計画で示すべき事項（廃棄物処理法改正）

医療・航空

- ドクターヘリの運用体制構築や、医療救護班の活動場所及び必要に応じた参集拠点の確保、災害医療コーディネーターの活用等

国・警察・消防・自衛隊

- 警察・消防・自衛隊の部隊展開、宿営等のための拠点の確保

防災知識の普及啓発 等

- 府民の防災知識の普及啓発項目に、避難勧告等の発令時にとるべき行動等

情報収集伝達

- Lアラート（災害情報共有システム）の利用や、府における人的被害数の一元的集約

行政機能の維持

- 業務継続のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理等

帰宅困難者対策

- 大規模集客施設等の管理者への利用者誘導體制整備の働きかけ

地下空間対策

- 地下街等の所有者等の努力義務として、避難確保計画等を作成する場合における接続ビル等の管理者等への意見聴取

避難

- 市町村の努力義務として
 - ・災害からの避難に対する住民の理解促進
 - ・住民等の主体的避難所運営への配慮
 - ・避難所への非常用電源の確保等
- 市町村による災害種別に応じた避難所等の指定
- 垂直避難も避難行動とする避難情報の用語整理、避難準備情報等の名称変更

その他

- 用語の修正や「南海トラフ地震防災対策推進計画」（南トラ特措法）

II 熊本地震の教訓等を踏まえた修正

行政機能の維持

- 府・市町村の受援体制の強化
- 庁舎等の非構造部材も含めた耐震化の推進

避難

- 避難所外で生活している被災者の支援にかかる記述を拡充
- 外国人へのサポートの推進にかかる記述を拡充

生活再建

- 家屋被害認定・り災証明発行体制の整備にかかる記述を拡充
- みなし応急仮設住宅の活用

防災知識の普及啓発

- 規模の大きな連続地震発生の可能性の啓発 等

III 最新の防災対策を踏まえた修正

- 「新・大阪府地震防災アクションプラン」
- 「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪」
- 「第 5 次地震防災緊急事業 5 箇年計画」
- 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」

IV その他の修正

- 組織改正に伴う修正や伝達経路の時点修正（大阪府・大阪市副首都推進局、大阪府教育庁 等）